

もりおかの国民健康保険

市の国民健康保険(国保)に加入している皆さんに、令和6年度の国民健康保険税納税通知書と国民健康保険被保険者証を発送します。

【問】健康保険課(市役所本庁舎1階)
 保険証・納税通知書・課税内容・減免:受付課係 ☎613-8437
 保険給付:給付係 ☎613-8436
 国保税の納付・相談:徴収係 ☎613-8438
 人間ドック・特定健診:業務係 ☎626-7527
 【広報ID】1003549

「国民健康保険税」の納付をお忘れなく!

7月9日(火) 納税通知書発送

国保税の納付方法と納期限

- ▶口座振替:申し込みにより、取扱金融機関の指定口座から自動引き落とし
- ▶特別徴収:対象の年金から天引き
- ▶キャッシュレス納付:「地方税お支払いサイト」を利用したクレジットカードによる納付やスマートフォン決済アプリを利用した納付
- ▶窓口納付:表の期限までに、市役所本庁舎1階の健康保険課や取扱金融機関、コンビニエンスストアに納付書を持参して納付

納付困難な場合は早めに相談を

国保税を滞納すると、延滞金が加算されるほか、財産調査や差し押さえなどの滞納処分が執行されます。

やむを得ない事情により、納期限までの納付が難しい場合は、減免関係は受付課係、納付については徴収係にご相談ください。

雇用保険受給者の国保税の軽減

雇用保険の特定受給資格者※と特定理由離職者※は、申請により国保税が軽減される場合があります。

※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の裏面にある離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人

納期	期限	納期	期限
第1期	7月31日(水)	第5期	12月2日(月)
第2期	9月2日(月)	第6期	12月25日(水)
第3期	9月30日(月)	第7期	来年1月31日(金)
第4期	10月31日(水)	第8期	来年2月28日(金)

医療費の払い戻し・免除になるとき

一部負担金の減免など

申請により、医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。

【対象】
 災害や事業の休・廃止により収入が激減し、収入や預金が生活保護基準より少ない人
 ※条件に当てはまらない場合でも、助成制度が適用になる場合がありますので、ご相談ください

【申請に必要なもの】
 国民健康保険被保険者証または資格確認書、領収証、銀行の口座番号、世帯主の印鑑

医療費が高額になりそうなときは「限度額認定証」の発行申請を

- 医療機関の窓口で限度額認定証を提示すると、同じ医療機関で1カ月の間に支払う額が、自己負担限度額まで抑えられます
- ・入院時の食事代が減額される場合があります
- 限度額認定証の申請
 発行を希望する場合は、医療機関への支払いの前に市の窓口へ申請してください。申請には保険証が必要です。また、発効期日は申請した月の1日です。認定証には有効期限があり、更新する場合は、有効期限後に再度申請が必要です。

※マイナ保険証をお持ちの人は、申請は原則不要です
 ※住民税非課税世帯の人には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します

- 【申請窓口】
- ・健康保険課給付係
 - ・都南総合支所税務福祉係
 - ・玉山総合事務所健康福祉課国保福祉係
- 「高齢受給者証」を持っている人
 70歳から74歳までで、次のいずれかに当てはまる人は認定証の申請は不要です。高齢受給者証が限度額適用認定証を兼ねています。
- ・高齢受給者証の負担割合が3割で、自己負担区分が「現役並み所得者Ⅲ(住民税課税所得が690万円以上)」の人
 - ・高齢受給者証の負担割合が2割で住民税課税世帯の人

「国民健康保険被保険者証」を発送します

7月19日(金) 保険証発送

保険証が届いたら記載内容が正しいか、必ず確認しましょう。70歳から74歳までの被保険者の保険証は高齢受給者証も兼ねており、「2割」または「3割」という負担割合が記載されています。なお、社会保険など、他の健康保険に加入しているのに保険証が届いた場合は、国保から脱退する手続きをしてください。



※今回送る保険証は緑色です

12月2日(月)以降の保険証について

令和6年12月2日から、保険証は新規発行されません。今後は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。12月1日時点でお手元にある保険証は、記載の有効期限日まで利用できます。

マイナ保険証を持っていない人は

12月2日以降に保険証が更新になる人でマイナ保険証を持っていない人には、現行の保険証と同様の内容が記載された「資格確認書」を発行します。

☑ しっかりチェック!

- ①加入者の氏名 ②生年月日 ③世帯主氏名※ ④住所
 ※住民票上の世帯主氏名。国保上の世帯主変更をしている場合は、変更後の世帯主氏名

後期高齢者医療制度

【問】健康保険課高齢者医療係
 ☎613-8439

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)から加入する健康保険です

7月12日(金)に保険料額決定通知書を発送します

令和6年度は2年に1度の保険料率見直しの年で、均等割額※1を4万3800円、所得割額※2を8.53%に改定しました。計算方法や年間保険料額、賦課の根拠などについて詳しくは、通知書でご確認ください。【広報ID】1003619

※1 被保険者が等しく負担する金額
 ※2 被保険者の所得の金額に応じて負担する金額

- 保険料の見直しに関する問い合わせ
- ▶制度の見直しに関すること
 ・厚生労働省コールセンター
 ☎0120-122-140
 - ▶保険料の計算などに関すること
 ・岩手県後期高齢者医療広域連合
 ☎606-7504
 ・健康保険課高齢者医療係

納付をうっかり忘れてしまわないため、口座振替の利用がお勧めです。保険料額決定通知書と通帳、通帳届出印を持参して、金融機関の窓口でお申し込みください。

<保険料の納付方法>

- 年金天引き
 後期高齢者医療制度では保険料は原則として、年金から天引きされます(特別徴収)。
- 納付書払い
 指定金融機関などの窓口で納付してください(普通徴収)。
 ※普通徴収の納期限は7月から来年2月までの毎月末です

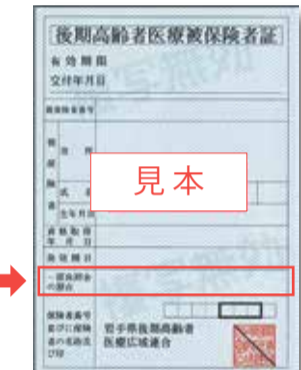
保険料が上がる主な理由

- ①医療保険制度改革による後期高齢者負担率の上昇、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入など
- ②「団塊の世代」の年齢到達による被保険者数の大幅な増加
- ③医療の高度化などによる1人当たり医療給付費の増加

7月19日(金)に新しい保険証を発送します

8月から使える後期高齢者医療被保険者証を7月19日(金)に発送します。この保険証(水色)の有効期限は来年7月末までです。医療機関での自己負担割合は図のように判定されます。【広報ID】1003618

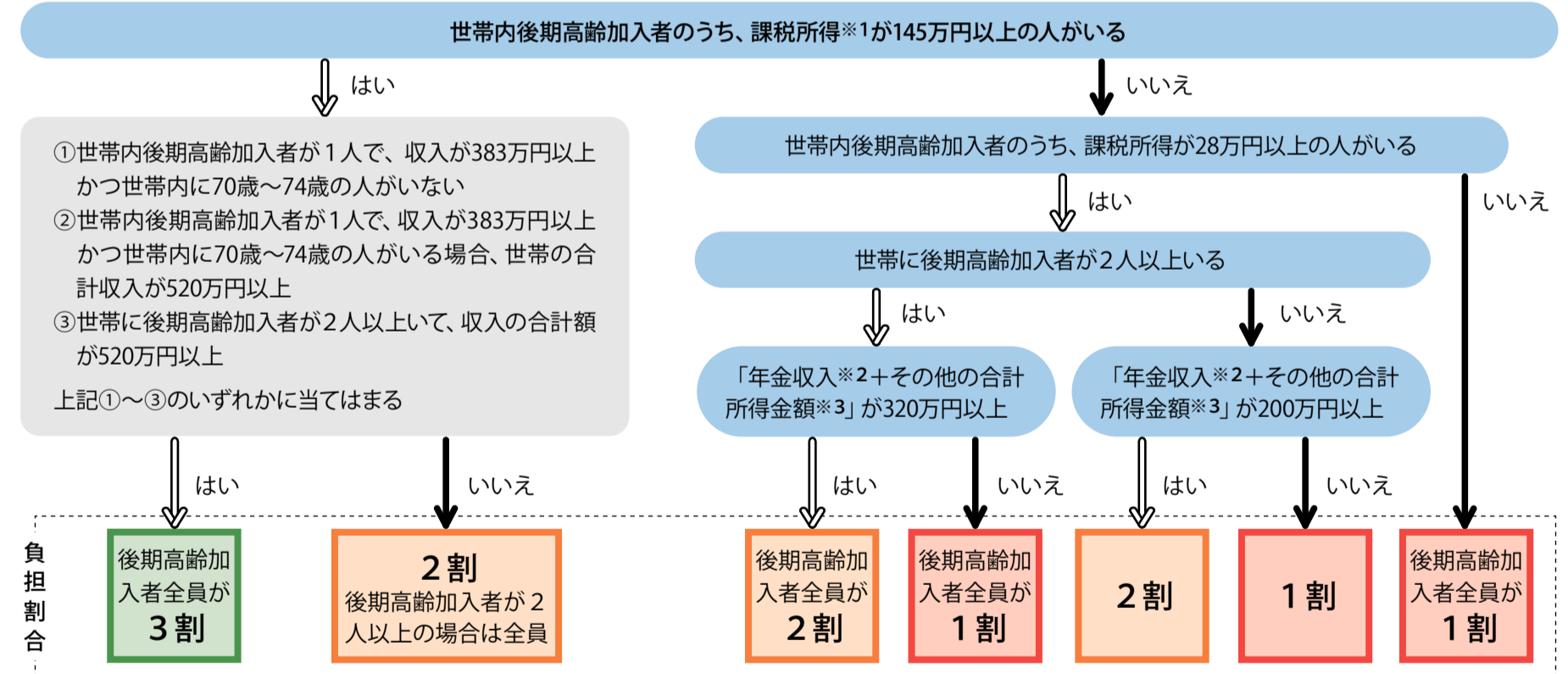
自己負担割合はこの枠内に記載されています



限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の更新手続きは不要です

過去に限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の交付を受けた人で、8月以降もこれらの交付対象となる人は、更新手続きが不要です。

図 医療費の負担割合判定の流れ



マイナ保険証に関する問い合わせ

- ・国のマイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
- ・後期高齢者医療保険に加入している場合
 岩手県後期高齢者医療広域連合 ☎606-7501



後期高齢者医療歯科健診

口腔機能の維持・改善のために健診を受けましょう。

【実施期間】12月28日(出)まで
 【対象】昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれで、後期高齢者医療制度の加入者
 【受診時の持ち物】
 ・後期高齢者医療被保険者証
 ・5月に送付した歯科健診(口の健診)のご案内

費用は無料

※1 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)
 ※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません
 ※3 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額